

# 特定公益増進法人の証明書申請の手引き

令和7年9月  
沖縄県総務部総務私学課

## 1 概要

- (1) 個人や法人の学校法人への寄附金については、寄附した者や法人に対し所得税又は法人税の優遇措置があります。この優遇措置を受けるには、所轄庁が交付した当該学校法人が特定公益増進法人であることの証明書の写しが必要となります。この証明書は学校法人から所轄庁への申請により交付されます。
- (2) 本証明書の交付を必要とする場合には、交付を希望する日の約2か月前までに申請してください。直前の申請では、期間を継続して証明書を発行できない場合があります。

### 法令・審査基準等

- 所得税法第78条 ○同法施行令第217条 ○同法施行規則第40条の9 ○同法施行規則第47条の2
- 法人税法第37条 ○同法施行令第77条 ○同法施行規則第23条の2 ○同法施行規則第24条
- 所得税法施行規則第40条の8第4項及び法人税法施行規則第23条の2第4項に規定する文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年3月31日文科科学省告示第59号）
- 所得税法施行規則第47条の2第3項第1号及び法人税法施行規則第24条に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続（昭和40年7月29日総理府等告示第1号）

### 関係通知等

- 学校法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額の特例制度の運用について（昭和36年6月9日管振第195号文部省管理局長通知）
- 所得税法の寄附金控除制度の取扱いについて（昭和38年2月27日国管第16号文部省管理局長通知）
- 学校法人に係る試験研究法人等の証明書の有効期限の長期化について（昭和62年8月5日文高行第220号文部省高等教育局私学部長通知）
- 試験研究法人等に対する主務官庁等の証明に関する手続について（昭和63年3月31日文高行第159号文部省高等教育局私学部長通知）
- 学校法人に係る特定公益増進法人の証明申請について（平成元年3月27日文高法第137号文部省高等教育局私学部長通知）
- 専修学校を設置する準学校法人等の特定公益増進法人への追加に関する所得税法施行令等の改正について（平成5年4月16日文生第101号文部省生涯学習局長、高等教育局長通知）
- 各種学校を設置する準学校法人等の特定公益増進法人への追加に関する関係法令の改正等について（平成15年5月26日文科際第45号文部科学省官房長通知）

## 2 申請書及び添付書類等 <1>～<3>までありますので、必ず御確認ください。

※書類はすべて紙文書で郵送または持参により提出してください

<1> 1～5 については、全ての法人が提出してください。

### 1 申請書（様式1）

「法人の主たる事務所の所在」、「法人の名称」、「代表者の氏名」については登記簿（又は寄附行為）どおりに記入し、また条文等、記載内容には誤りがないようにしてください。

### 2 申請チェックリスト兼同意書（様式2）

様式に従って記入してください。

### 3 寄附行為

申請時点で最新のもので。

### 4 寄附金支出計画書（様式3）

「学校法人が他の者に対して行う寄附金」の支出計画について記入してください。なお、該当のない場合も、「学校法人が他の者に対して行う寄附金はない」旨を記入し添付してください。証明日以降、寄附金支出計画に

変更がある場合は事前に連絡してください。

- ・「学校法人が他の者に対して行う寄附金」の対象  
次の(1)、(2)に掲げるものを除く1件500万円以上の寄附金で、当該証明申請時以降5年以内に支出を計画しているもの。  
(1)学校教育法に定める学校（専修学校、各種学校を含む）における教育・研究に関する事業に対する寄附金  
(2)外国における(1)に相当する事業に対する寄附金

#### 5 担当者連絡先（様式任意）

記入責任者、記入担当係の連絡先（電話番号、メールアドレス、住所）をそれぞれ記入してください。  
内容について記入担当係へ照会する場合があります。

### <2> 専修学校、各種学校を設置している場合、6～9 も提出してください。

#### 6 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 申請時点で最新のもので。

#### 7 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録

申請時点で最新のもので。

決算が済んでいない場合は前年度のものでも可。

『固定資産』について、法人部門、専修学校部門、各種学校部門を使用実態に応じて色分けするなどして区分を明示してください。

部門記載がない場合及び共用等の実態がある場合、別途説明資料を作成し部門を区分して明示してください。

（ただし、下記 <3> で示す要件を満たさない専修学校及び各種学校を設置していない場合は、区分の明示は不要です。）

#### 8 申請の日を含む事業年度開始の前日 1 年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書

申請時点で最新のもので。

決算が済んでいない場合は前年度のものでも可。

法人部門、専修学校部門、各種学校部門の区分が可能なもの。大項目のみの記載は不可。

#### 9 専修学校の授業時間数に係る書類

学則、カリキュラム等を添付してください。

### <3> 以下の条件を満たさない専修学校、各種学校（課程、コース）を設置している場合は、10～12 も提出してください。（要件を満たす課程等と要件を満たさない課程等を設置している場合）

#### ・専修学校について

(1)専修学校のうち高等課程で修業期間を通ずる（卒業に要する）授業時間が 2000 時間以上であるもの。

（1 の課程に他の課程が継続する場合は課程の修業期間の通算が可能）

(2)専修学校のうち、専門課程で修業期間を通ずる（卒業に要する）授業時間が 1700 時間以上であるもの。

#### ・各種学校について

平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示59 号に該当するもの。

#### 10 専修学校・各種学校確認シート（様式 4）

様式に従って記入してください。

（参考）

上記の条件を満たさない専修学校、及び各種学校を設置している場合に、この制度の対象の法人となるためには、学校法人として以下の要件を満たしている必要があります。専修学校・各種学校確認シートは、これらの要件の充足状況を確認するものです。

- ・学校法人の収入の大部分が教育研究に係る事業であること。
- ・学校法人の固定資産の大部分が教育研究に係る事業に使用されていること。
- ・学生又は生徒の総定員数及び総在席数の大部分が当該法人の設置する学校教育法に規定する学校（専修学校、各種学校を含む。）の定員数及び在籍数であること。

#### 11 各種学校に係る書類（様式5）

所得税法施行規則第40条の8及び法人税法施行規則第23条の2で定める各種学校に適合する場合、平成15年3月31日文科科学省告示第59号を参照の上で、下記①と②を添付してください。

- ①同告示に定める在留資格を有する児童生徒数に関する申告書
- ②同告示に定めるいずれかの評価団体からの認定証書の写し

#### 12 その他当該法人が特定公益増進法人に該当する旨を説明する書類（様式任意）

設置する全ての学校の学年ごとの学生・生徒等の定員数及び在籍者数が分かる書類を添付してください。（ただし専修学校は課程・学科及びコースごと、各種学校は学校ごとに記載してください）

### 3 留意事項

- 1 特定公益増進法人の制度の適用を受けるためには、教育研究に直接関わる寄附金であることが必要です。
- 2 証明書の発行日以降の寄附金が対象となります。
- 3 証明期間は証明書発行日から5年間です。

### 4 実績報告書について

有効期間が満了した場合には、募集した寄附金の額及び用途について沖縄県知事に対し報告してください。（下記2点以外の添付書類は不要です。）

#### 添付書類

##### 1 実績報告書（様式6）

- (1) 「法人の主たる事務所の所在」、「法人の名称」、「代表者の氏名」については登記簿（又は寄附行為）どおりに記入し、条文等、記載内容には誤りがないようにしてください。
- (2) 実績報告書は証明書の有効期間満了後に提出してください。

##### 2 寄附金募集実績報告書（様式7）

- (1) 「1. 寄附金の募集期間」は前回の証明書の証明期間を記載してください。
- (2) 募金目標額が設定されていない場合は目標額・達成率の記載の必要はありません。
- (3) 「3. 用途」について、用途が決まっていない場合は「次年度へ繰越し」、「用途未決定」等と記載し、募金額と用途の合計金額が一致するように記載してください。